

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月25日（平成30年（行情）諮問第415号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行情）答申第369号）

事件名：「巡回相談専門員の氏名がわかる文書」の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「巡回相談専門員の氏名がわかる文書（直近年度）」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が、平成30年6月22日付け厚生労働省発障0622第17号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。開示請求に係る行政文書を管理している。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年4月25日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服とし、平成30年6月26日付け（同月27日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

- (1) 本件審査請求に係る開示請求は「巡回相談専門員の氏名がわかる文書（直近年度）」の開示を求めるものである。

請求にともない、請求のあった「巡回相談専門員」を「巡回支援専門員」と推測し、改めて文書を検索。しかし、厚生労働省では巡回支援専

門員のリスト等は作成，保有していない。以上の点から，不開示とした原処分は，妥当であると考える。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は，審査請求書の中で，「開示請求に係る行政文書を管理している。」として原処分の取消しを求めているが，これに対する諮問庁の説明は上記(1)のとおりであるため，審査請求人の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり，原処分を維持することが妥当であり，本件審査請求は棄却すべきものと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成30年9月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年11月29日 審議
- ④ 同年12月20日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「巡回相談専門員の氏名がわかる文書（直近年度）」である。

処分庁は，本件対象文書の開示請求に対し，本件対象文書を保有していないとして不開示とする原処分を行い，諮問庁も原処分を妥当としているので，以下，本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 諮問庁は，本件対象文書を不開示としたことについて，理由説明書（上記第3の3(1)）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると，おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書の「巡回相談専門員」という用語は，厚生労働省において使われておらず，類似した用語である，発達障害者の支援に関する事業である「巡回支援専門員整備事業」において，保護者等への相談支援等を行う「巡回支援専門員」とであると解される。

このため，審査請求にともない，本件対象文書を，「巡回支援専門員の氏名がわかる文書（直近年度）」と解して，改めて文書の探索を行ったが，該当する文書は，作成，保有されていなかった。

イ また，巡回支援専門員整備事業は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づき制定された「地域生活支援事業実施要綱」に掲げられた，市町村が

任意に実施する事業であり、「巡回支援専門員」は当該事業を行う市町村に置かれているものである。

ウ 以上から、厚生労働省において本件対象文書を作成、保有していないとする処分庁の説明には、不自然・不合理な点はない。

(2) 厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は、法令等に基づくものであり、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、厚生労働省において本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 付言

本件不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「保有していない」旨記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由として示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子